

「郵送型入札」による  
兵庫区遠矢浜町普通定期借地

実施要領

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

参加申込期間 令和8年4月23日（木）～令和8年5月14日（木）  
（午後5時必着）

参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分理解した上でご参加ください。

神戸市建設局下水道部経営管理課

## 目 次

1. 事業の概要	1
2. 入札物件	1
3. 主なスケジュール	1
4. 入札参加資格	1
5. 入札手続き	
(1) 入札参加申込み	2
(2) 質問の受付	3
(3) 入札必要書類の送付	3
(4) 現地見学会	4
(5) 入札保証金の納付	4
(6) 入札書等の提出	4
(7) 開札	5
(8) その他	6
6. 契約手続き	
(1) 契約締結	6
(2) 契約保証金	6
7. 土地の引渡し	6
8. 入札保証金返還・帰属	6
9. 入札の無効	7
10. 物件調書・物件平面図	8
11. 定期借地権設定契約書（予定様式）	11
12. 様式記入例	19

## 1 事業の概要

神戸市兵庫区遠矢浜町4の当該地は、旧和田岬ポンプ場が立地していた跡地ですが、土地の有効活用を図るため、入札により貸し付けます。

入札への参加を希望される場合は、この要領の記載事項を承知のうえ、入札に参加してください。また現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで、落札後の辞退や貸付期間中の撤退がないよう、計画的に入札に参加してください。

## 2 入札物件

物件の貸付条件等については、物件調書(P.8)、物件平面図(P.10)を確認してください。

所在地	面積(実測)
神戸市兵庫区遠矢浜町4のうち	2,990.84㎡

## 3 主なスケジュール

実施要領公開	令和8年4月9日(木)～5月14日(木)
▼	
入札参加申し込み	令和8年4月23日(木)～5月14日(木)午後5時※必着
▼	
現地見学会	令和8年5月20日(水)午前10時～12時
▼	
質問の受付	令和8年5月8日(金)～5月22日(金)午後5時
▼	
質問の回答	令和8年5月29日(金)頃
▼	
入札保証金納付	入札書提出(入札)までに神戸市の公金収納取扱金融機関で納付してください。
▼	
入札	令和8年6月15日(月)～6月18日(木)午後5時※必着
▼	
開札	令和8年6月22日(月)午前10時より
▼	
定期借地権設定契約	【締結期限】令和8年9月30日(水)午後5時 借地借家法第22条に基づく定期借地権設定契約を締結します。 ※入札保証金が契約保証金額に満たない場合は、その差額を契約締切日までに納めていただきます。
▼	
物件の引き渡し	令和8年10月1日(木)に現地立会いの上、現状有姿で引き渡します。 令和8年(2026年)10月1日から令和58年(2076年)9月30日までの定期借地権(50年間)
▼	
貸付料の支払い	貸付料は原則として、毎年度2回、前期分(納期限4月30日)・後期分(納期限10月31日)に分けて納付いただきます。

## 4 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
(2)	国税(法人税又は所得税及び消費税(地方消費税を含む)をいう。)及び地方税について未納の税額がある者。
(3)	神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当

	<p>すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。</p> <p>①競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>②落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>③正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。</p> <p>④地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>⑤落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。</p> <p>⑥神戸市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>
(4)	借受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
(5)	<p>次の事項のいずれかに該当すると認められる者。</p> <p>①神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。</p> <p>②①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位(以下「代表者等の地位」という。)に現にある者及び違反時にあった者。</p> <p>③①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。</p>
(6)	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)。</p> <p>(上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象となります。)</p>

## 5. 入札手続き

### (1) 入札参加申込み

入札参加希望者は、以下の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。参加申込期間中に提出書類が到着しない場合は、入札に参加することができません。

参加申込期間中に必要書類を以下の宛先まで提出してください。

参加申込の受付	参加申込期間: 令和8年4月23日(木)～5月14日(木)午後5時まで(必着)
送付先	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部経営管理課 宛 ※一般書留・簡易書留にて郵送してください。 ※宛名ラベル(様式3)をご利用ください。
提出書類	<p>下記①～⑤の書類を提出してください。各様式は神戸市ホームページよりダウンロードしてください。</p> <p>①郵送型入札参加申込書兼誓約書(様式1) ※必要事項を記載し、実印を押印してください。 ※落札後の定期借地権設定契約締結は、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義でのみ行いますので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。</p> <p>②神戸市税の滞納がないことの証明書(発行後3か月以内のもの) ※取得方法の詳細は神戸市ホームページにて確認してください。 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a53704/kurashi/tax/syomei/index.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a53704/kurashi/tax/syomei/index.html</a> ※神戸市内に納付すべき市税がない場合は、その旨を申し立てる「申立書」を提出してください。(様式自由)</p>

	<p>③国税の納税証明書(その3の2)または(その3の3)  ※住所地(納税地)を所轄する税務署に請求してください。  ※取得の詳細は国税庁のホームページを確認してください。  <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a></p> <p>④委任状(様式2)及び受任者本人と確認できるもの(運転免許証など)の写し(代理人[受任者]による入札及び契約を希望する場合のみ)  ※開札の立会等を、法人の従業員が行う場合の委任状の提出は不要です。</p> <p>⑤添付書類(発行後3か月以内のもの)  (ア)印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)  (イ)登記事項証明書[履歴事項全部証明書](法人のみ)</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加申込は簡易書留・一般書留で行ってください。理由の如何を問わず、窓口での受付は一切行いません。</li> <li>・入札参加申込書兼誓約書にご記入いただくメールアドレスは、質問に対する回答入札結果の通知及びその他の連絡に使用するため、必ず着信が確認できるアドレスをご記入ください。(個人アドレスではなく複数人が確認できるアドレスなど)</li> <li>・参加申込期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。</li> <li>・郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。</li> <li>・入札参加申込者から一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。</li> <li>・入札参加申込後に住所、氏名、代表者名等の変更があった場合は、建設局下水道部経営管理課まで連絡してください。</li> </ul>

## (2) 質問の受付

実施要領の内容について質疑がある場合は、下記の要領で電子メールにより質問を受け付けます。

※電話・FAX 等での問い合わせには一切応じません。

受付期間	令和8年5月8日(金)～5月22日(金)午後5時まで
送付先	gesui_gyomu_kobo@city.kobe.lg.jp
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問は郵送型入札参加申込書兼誓約書の提出者からのみ受け付けます。</li> <li>・様式は任意としますが、電子メールの件名は「兵庫区遠矢浜町の貸付に関する質問」と記載してください。</li> <li>・質問は簡潔に記載してください。</li> <li>・複数の質問がある場合には箇条書きとし、質問内容ごとに附番してください。</li> </ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回答は要領の追補とみなし、令和8年5月29日(金)を目途に、すべての郵送型入札参加申込書兼誓約書の提出者に対し、回答予定です。</li> <li>・回答は郵送型入札参加申込書兼誓約書の担当者連絡先の電子メールに送付します。</li> </ul>

## (3) 入札必要書類の送付

入札参加申込の受付後、入札参加資格の適合を確認した後に、神戸市より以下の書類を郵送します。

発送予定日	令和8年5月15日(金)
送付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>①入札書</li> <li>②入札保証金提出書</li> <li>③入札保証金の「納入通知書兼領収証書」</li> <li>④入札書提出用封筒(定型長形3号封筒)</li> <li>⑤入札関係書類送付用封筒(定型外角形2号封筒)</li> </ol>
注意事項	入札参加申込みをされた方で、令和8年5月19日(火)までに上記の書類が到着し

	ない場合は、建設局下水道部経営管理課(TEL078-806-8036)まで電話にてご連絡下さい。
--	--

(4) 現地見学会

日時	令和8年5月20日(水)午前10時から12時まで
注意事項	直接、現地にお越しください。 ただし、参加は郵送型入札参加申込書兼誓約書の提出者のみです。

(5) 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納付いただく必要がありますので、以下の要領により納付してください。

入札保証金額	¥3,084,000-(非課税)【¥514,000(最低月額)×6か月分】
納付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P. 3「5. 入札手続き(3)入札必要書類の送付」で神戸市から送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。</li> <li>・入札書類提出の際に、納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しが必要になります(P. 4「5. 入札手続き(6)入札書等の提出」参照)。</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札保証金が納付期限までに納付されていない場合、入札は無効となりますので余裕をもって納付してください。</li> <li>・納付期限は入札期間最終日(令和8年6月18日(木))です。</li> <li>・入札保証金の納付には、神戸市から送付した「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。所定の「納入通知書兼領収証書」以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は無効となります。</li> <li>・落札できなかった場合の入札保証金の返還方法については、P.6「8. 入札保証金返還・帰属」で確認してください。</li> <li>・落札後に契約を締結しなかった場合、入札保証金の返還はできません。また、今後2年間、本市が行う他の入札に参加することができなくなる場合がありますので、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで入札に参加してください。</li> </ul>

(6) 入札書等の提出

入札参加希望者は、P. 3「5. 入札手続き(3)入札必要書類の送付」で送付された書類により、以下のとおり入札書等を提出してください。基準を満たさない入札については無効になることがありますので、P. 7「9. 入札の無効」をよく読んでうえで書類を提出してください。

入札期間	令和8年6月15日(月)～6月18日(木)午後5時まで(必着)
送付先	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部経営管理課 宛 ※「入札書提出用封筒」または任意の封筒に入れて提出してください。任意の封筒で提出する場合は宛名ラベル(様式3)をご利用ください。
提出書類	(A) 入札書提出用封筒(以下の手順で入札書を記載・封入したもの) (B) 入札保証金提出書(以下の手順で記入・作成したもの)

書類の記載・封入手順	<p>(A) 入札書提出用封筒(定型長形3号封筒)</p> <p>(1)「入札書」に必要事項を記載し、実印(委任されている場合は、受任者の届出印)を押印してください。</p> <p>※「入札書」への記載金額は最低月額貸付価格以上の月額貸付価格を記載してください。</p> <p>※物件調書記載の最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときはその入札は無効となります。</p> <p>※金額のはじめの数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。</p> <p>※インク又はボールペンにより記入してください。</p> <p>(2)「入札書提出用封筒」に必要事項を記入し、「入札書」のみを入れて封をし、実印(委任されている場合は、受任者の届出印)で割印をしてください。</p> <p>(B) 入札保証金提出書</p> <p>(1)「入札保証金提出書」に必要事項を記載し、実印(委任されている場合は、受任者の届出印)を押印してください。</p> <p>※入札保証金の返還用口座内容については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、変更願の提出をお願いするなど、返還に日数を要することがあります。</p> <p>(2)納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。</p> <p>上記にて記載・封入した(A)入札書提出用封筒、(B)入札保証金提出書を「入札関係書類送付用封筒」(定型外角形2号封筒)に封入のうえ、入札期間内に郵送(一般書留・簡易書留)にて提出してください。</p>
入札を辞退する場合	入札辞退書(様式は自由)を、同封している「入札書」及び「納入通知書兼領収証書」と併せて返送してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1度提出した入札書は書換え、引換え又は撤回をすることはできません。</li> <li>・入札期間を過ぎて書類が到着した場合、いかなる理由があっても受理しません。</li> <li>・入札書等の到着の有無等のお問い合わせにはお答えできません。書留受領証に記載の引受番号にて、ご自身で確認してください。</li> <li>・郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。</li> </ul>

## (7) 開札

入札書を提出した者で、開札に参加される方は、以下の日程で開札を行います。開札への参加は任意です。

日時	令和8年6月 22 日(月) 午前 10 時より
場所	神戸市中央区磯辺通 3 丁目 1 番 7 号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部経営管理課 第 1 会議室
持参物	入札保証金の「納入通知書兼領収証書」(原本) ※入場時に確認させていただきます。入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。また、入場は参加申込者ごとに2名までとします。
落札者の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な入札のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、後日、入札保証金の未納付や入札者の資格の欠如などP.7「9. 入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、有効な入札のうち次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。</li> <li>・落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない神戸市職員にくじを引かせます。</li> </ul>
落札者の発表	開札会場では、落札者の氏名(名称)及び落札金額を発表します。

結果通知	令和8年6月23日(火)予定 ※入札参加者全員の届出いただいたメールアドレスへ通知します。
------	--

(8)その他

入札結果の公開	入札参加者全員の入札額(落札額含む)及び落札者名は公開とします。なお、落札者が法人の場合は、落札者の所在地及び連絡先(電話番号、担当部署等)も公開することがあります。
入札の中止	不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。
入札全般の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>一度提出された書類は、理由にかかわらず一切返却できません。</li> <li>提出書類に記入漏れや実印の相違などがあつた場合や添付書類の送付漏れがあつた場合などは、入札に参加できない場合がありますので、書類の記載内容等を十分に確認したうえで入札書類を提出してください。</li> <li>法務局調査、現地調査、関係機関への照会など十分に物件調査を行ったうえで、入札に参加してください。</li> </ul>

6. 契約手続き

(1)契約締結

契約締結	【契約締結期限】令和8年9月30日(水)午後5時 落札者は原則として、物件調書(P.8)に記載している貸付期間について借地借家法第22条に基づく定期借地権設定契約を神戸市と締結します。定期借地権設定契約書の予定書式はP.11～P.18に記載しているとおりです。
------	---

(2)契約保証金

契約保証金額	契約月額賃料(落札額)の6か月分です。(非課税)
入札保証金の充当と追加納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約の確定と同時に、入札保証金の全額を契約保証金に充当します。</li> <li>契約保証金の不足分は神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、契約締結日までに神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。</li> </ul>
契約保証金の帰属	落札者が、契約締結期限までに契約に応じない場合には、納付した追加保証金は利息を付けずに返還します。

7. 土地の引き渡し

土地の引き渡し	物件は、契約締結後、現状有姿で原則現地立ち合いのうえ引渡します。ただし、都合により現地立会いを行わない場合は、契約期間の初日に、現状有姿で引渡したものとします。
---------	--

8. 入札保証金返還・帰属

返還方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の預金口座に振り込む方法により返還します。ただし、入札保証金は、その受入期間について利息は付きません。</li> <li>返還には開札後2～3週間程度かかります。なお、口座情報に不備があつた場合などは、返還に日数を要することがあります。</li> </ul>
入札保証金の帰属	落札者が、契約締結期限までに契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は神戸市に帰属します。

## 9. 入札の無効

本実施要領に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

入札の無効	<ul style="list-style-type: none"><li>・「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。</li><li>・「入札参加申込書兼誓約書」、もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。</li><li>・最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。</li><li>・「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。</li><li>・「入札書」に記名及び押印がないとき。</li><li>・「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。</li><li>・一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。</li><li>・入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。</li><li>・代理人(受任者)による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。</li><li>・入札者及びその代理人(受任者)が他の入札代理人(受任者)となり、又は数人共同して入札をしたとき。</li><li>・入札者の資格のない者が入札したとき。</li><li>・本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。</li><li>・鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。</li><li>・「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。</li><li>・上記に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。</li></ul>
-------	---

## 10. 物件調書・物件平面図

### ☆ 注 意 事 項 ☆ ( 物件調書 )

- 物件調書は、入札参加者が貸付物件の概要を把握するための参考資料ですので、入札参加者ご自身において、現地の利用制限及び諸規則等について調査確認を行ってください。
- 最低月額貸付価格未満の入札は無効となります。

### ( 物件平面図等 )

- 検討にあたっては、物件平面図を参照してください。
- 当該地はポンプ場跡地であり、地中に埋設物がありますので、別添図面等をご確認ください。

## 物件調書

### ■土地の概要

所在地	神戸市兵庫区遠矢浜町4番地のうち、物件平面図(P.10)に示す範囲
地目	宅地
現況	更地
面積	2,990.84 m <sup>2</sup> (実測)
用途地域	工業専用地域 ただし、当該地を含む地域は、都市計画法上の「臨港地区」に指定され、「神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」に基づき「工業港区」に指定されています。 そのため、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48号及び第49条の規定(用途地域及び特定用途地域の用途規制)は適用されません。

### ■契約の概要

貸付形態	定期借地権設定契約【借地借家法(平成3年法律第90号)第22条】
貸付期間	令和8年(2026年)10月1日から令和58年(2076年)9月30日(50年間)
最低月額貸付価格	¥514,000-(非課税)※この金額未満の入札は無効となります。
入札保証金	¥3,084,000-(非課税)※落札後は契約保証金に充当します。
契約保証金	契約月額賃料(落札額)の6か月分(非課税)

### ■特記事項

用途の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」に基づき「工業港区」として指定されており、構築物の建設に関して、別紙1「神戸港臨港地区内の用途制限」の規制があります。</li> <li>2 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に定める毒物、劇物および特定毒物を取り扱うことはできません。</li> <li>3 政治的または宗教的用途に使用することはできません。</li> <li>4 公序良俗に反する用途に使用することはできません。</li> <li>5 建設する建物は建築基準法上の「建築物」に該当すること。</li> <li>6 建設する建物については次項以降の条件を考慮して建設すること。</li> </ol>
用地内設置物	貸付対象地には、工作物(門扉、コンクリート塀等)があります。貸付期間中における、これらの管理及び必要な補修は、借受人の負担で行ってください。

地中残存物	<p>貸付対象地は、公有水面を埋め立てて造成した土地であり、埋め立て用材として建設発生土が含まれている可能性があるほか、埋め立ての際の基礎捨石などの地中残存物が存在する可能性があります。</p> <p>また、ポンプ場として使用していたため、平均で深さ 50cm付近までのポンプ場施設を撤去し、埋戻しには撤去で発生したコンクリートがらを利用しているため、地中にはポンプ場施設の残置物、コンクリートがら、管路(空洞)など、別紙2地下埋設物残地状況図(※)に示す構造物が存在しますが、現状有姿のまま当該地を借受人に引き渡すものとします</p> <p>※地下埋設物残地状況図で示される構造物の位置や態様等については、あくまで図面作成時の状況を示しており、実際と異なる可能性があります。</p> <p>なお、これらの地中残存物の撤去については周辺土地への影響があるため認められません。</p>
土地の形質変更	<p>当該地における土地の形質変更は、以下のすべての要件に該当する場合のみ、可能です。(土壤汚染対策法第4条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更(掘削、盛土等)の合計面積が 3,000 m<sup>2</sup>未満</li> <li>・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない</li> <li>・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない</li> <li>・土地の形質の変更に係る部分の深さ(掘削深度)が全て 50cm 未満</li> </ul>
隣接道路	<p>当該地に隣接する道路は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 1 号に規定する道路(道路法による幅員4m以上の道路)です。</p>
越境物	<p>コンクリート塀の一部が道路に越境しています。現状有姿のまま当該地を借受人に引き渡すものとします。</p> <p>当該コンクリート塀の撤去、改修等を行う場合は、越境の是正が必要となります。</p>
防潮堤	<p>当該地北側に設置されている防潮堤の維持管理のため、公有水面との境界より内側に2mの敷地については貸付範囲には含めません。なお当該敷地は常時空地とし、防潮堤の維持管理の障害とならないようにしてください。</p>
供給処理施設等	<p>受変電設備、ガス、水道などの供給処理施設等については、借受人の負担において、整備してください。</p>
周辺住民への説明等	<p>土地の使用にあたり必要な場合は、借受人の責任において、周辺住民等への計画、工事の説明等を行ってください。</p>
契約終了時の取り扱い	<p>借受人が設置した工作物等は、契約期間の終了までに借受人の負担で撤去したうえで、更地で返還していただきます。ただし、本市と協議のうえ、本市が現状に回復することを要しないと認めた場合はその限りではありません。</p>
契約不適合責任	<p>当該地においては、土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第2条に規定されている特定有害物質が土壌に存在している可能性があります。引き渡しは現状有姿で行い、本市は契約不適合責任を負いません。</p> <p>また、平均で深さ50cm付近までのポンプ場施設を撤去し、埋戻しには撤去で発生したコンクリートがらを利用しているため、地中にはポンプ場施設の残置物、コンクリートがら、管路(空洞)(以下「地中障害物」という。)が存在しておりますが、引き渡しは現状有姿で行い、本市は契約不適合責任を負いません。</p> <p>そのほか、当該地において契約に適合しない箇所があることを発見した場合でも、借受人は本市に対して、土地の補修、賃借料の減額、損害賠償の請求、契約の解除または契約の追完請求を申し出ることはできません。</p>
関係法令の遵守と諸手続き	<p>借受人は、土地の利用にあたり関係法令及び本要領を遵守するとともに、必要な許認可等の諸手続きは、自らの責任と負担で行ってください。</p>

物件平面図

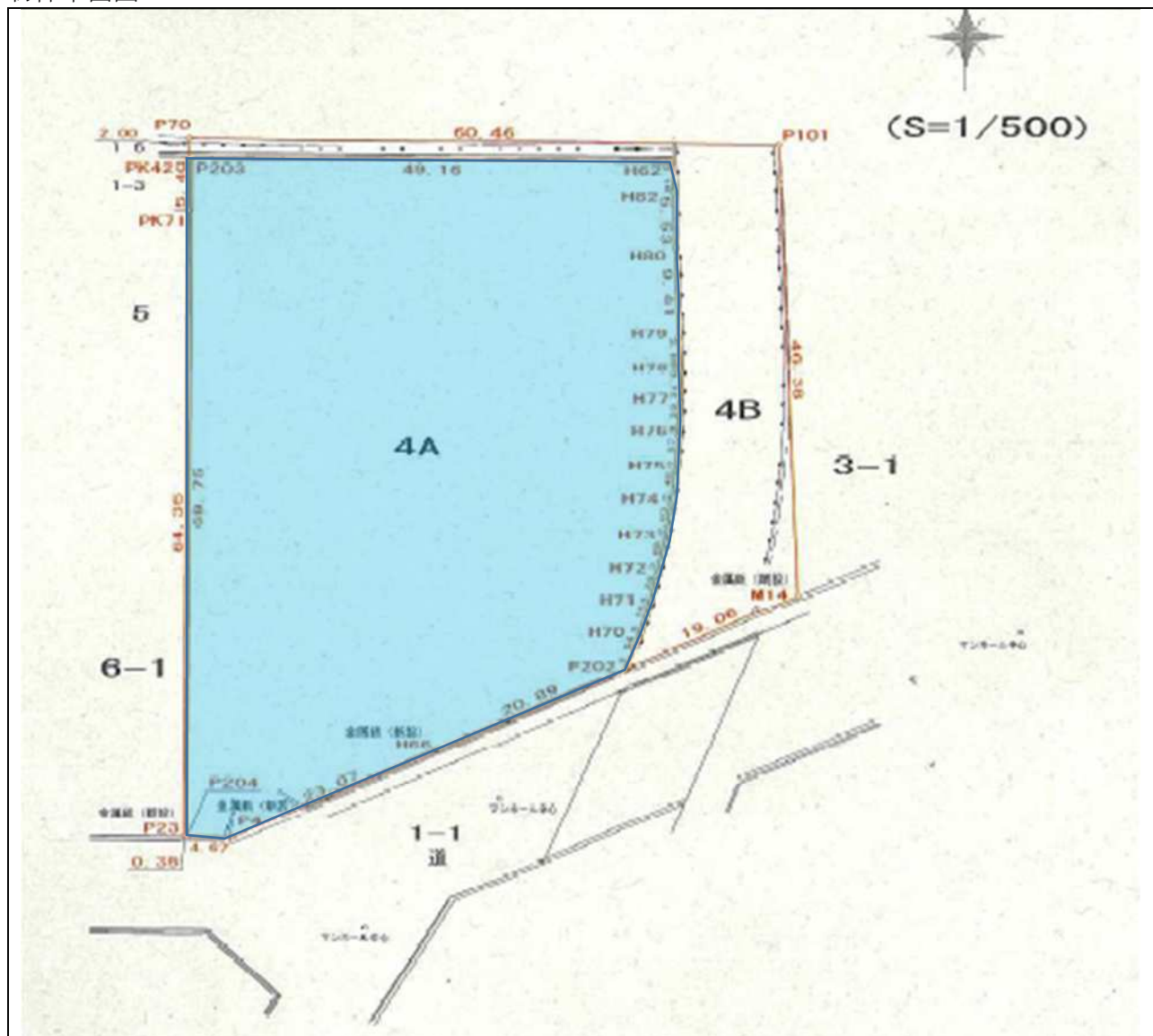


図1 座標求積図 (貸付面積は4A(水色)で表記されている部分)

※詳細については別紙資料をご参照ください。

別紙3 地積測量図(登記面積)

別紙4 座標求積図(貸付面積)

11. 定期借地権設定契約書(予定様式)

定期借地権設定契約書

(1) 定期借地権を設定する土地

土地	地番	神戸市兵庫区遠矢浜町4番地
	地目	宅地
	地積	3,714.18㎡ (公簿: 3714.18㎡)

(上記土地のうち末尾図面の赤枠線内部分2,990.84㎡)

※一筆の土地の一部を賃借する場合は、上記を記載して、対象の土地を特定する。

(2) 建設する建物・附属施設・建物以外の建造物

建物	構造規模	造 階建て
	建築面積	㎡
	延べ面積	㎡
	用途	
附属施設		
建物以外の建造物		

(3) 契約期間

始期	2026年10月1日から	50年0月間
終期	2076年9月30日まで	

(4) 賃料等

賃	前期分(4月1日~9月30日分)	円(月額 円)	支払期日※	各年4月30日
	後期分(10月1日~3月31日分)	円(月額 円)	支払期日※	各年10月31日
料	支払方法	神戸市の発行する納入通知書により神戸市の指定する金融機関に納付		
	遅延利息	支払期日の翌日から支払日までの日数により年14.6%の利率で計算		
保証金		円		
違約金		円		

※なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

(5) 賃貸人及び賃借人

賃貸人	神戸市	[担当部局: 建設局下水道部経営管理課]
賃借人	○△□◇株式会社	[担当部署: ○○部□□課]

## 契約条項

賃貸人神戸市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）とは、頭書（1）に記載する土地（以下「本件土地」という。）について、以下の条項により借地借家法（以下「法」という。）第22条に規定する定期借地権を設定する契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実に義務を履行する。

### （契約の締結）

第1条 甲は、その所有に係る本件土地を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

2 本契約により甲が乙のために設定する定期借地権は賃借権とする。

3 本契約については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の築造（第13条による甲の承諾を得た場合を含む。）による存続期間の延長がなく、また、乙は、法第13条の規定による本件土地上の建物の買取りを請求することができない。

4 本契約については、民法第619条第1項の規定の適用はないものとする。

5 甲及び乙は、本件土地が公有財産であり、地方自治法第238条の5第4項の規定により、公用又は公共用に供することが優先されることを相互に確認する。

### （使用目的）

第2条 乙は、本件土地を頭書（2）に記載の建物、附属施設及び建物以外の建造物（以下「本件建物等」という。）の所有を目的として本件土地を使用するものとし、本件建物等以外の工作物等を建築又は設置してはならず、また他の目的に使用してはならない。

### （契約期間）

第3条 契約期間は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 前項の契約期間には、本件建物等の建築及び取り壊しに要する期間を含める。

3 甲及び乙は、本契約について、契約の更新（更新の請求及び土地の使用継続によるものを含む。）及び建物の築造（第13条による甲の承諾を得た場合を含む。）による契約期間の延長を行わない。

### （土地の引渡し）

第4条 甲は、本契約締結後速やかに、甲乙現地立会にて現状を確認したうえで、乙に対し、本件土地を現状有姿にて引き渡す。

2 甲は、前項の規定により引き渡す本件土地が第2条に記載の目的に適合することを保証するものではなく、乙は、同目的に適合させるために本件土地の整備等を必要とする場合は、第13条の規定により甲の承諾を得て、乙の費用と責任において整備等を行わなければならない。

### （賃料等）

第5条 乙は、頭書（4）の記載に従い賃料を甲に支払わなければならない。

2 前項にかかわらず、甲は、頭書（4）記載の支払期日以外の日を支払期日とする必要がある場合には、事前に乙に通知したうえで別に支払期日を定めることができる。この場合、乙は、甲の発行する納入通知書に基づき賃料を支払うものとする。

3 1か月未満の借地期間に係る賃料は、賃料月額を基礎として日割計算により算出した金額とする。この場合、1か月を30日として計算する。

4 甲及び乙は、賃料の額が本契約に規定する甲及び乙の負担を踏まえて決定されたことを相互に確

認する。

(賃料の改定)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、賃料を改定することができる。

- (1) 甲が本件土地につき特別の費用を負担することになったとき（前条第4項の負担を超えて負担をすることになった場合を含むが、これに限られない。）。
- (2) 物価又は土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済情勢の変動により、又は近傍類似の土地の賃料に比較して賃料が不相当と認められるに至ったとき。

2 甲は、前項の規定により賃料を改定する場合は、乙に対し、書面により改定した賃料を通知する。  
(保証金)

第7条 乙は、本契約から生ずる甲に対する債務を担保するため、甲に対し、保証金として、頭書(4)に記載する金員を預託するものとし、これを本契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 甲は、前項の保証金の額が、賃料の改定によってその6か月分を下回ることとなった場合は、保証金の額を改定することができる。この場合、乙は、甲に対し、改定後の保証金と既納保証金との差額を預託するものとし、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

3 乙は、保証金を預託していることを理由として、自己の債務不履行責任に対する抗弁とすることができない。

4 甲は、契約期間の満了、解除その他の事由により本契約が終了し、乙が第17条第1項に規定する本件建物等の滅失登記及び定期借地権設定登記の抹消登記並びに第17条第2項に規定する原状回復を完了した上で本件土地を返還した場合は、保証金の全額を無利息で乙に返還する。ただし、甲は、本件土地の返還時に、賃料、原状回復に要する費用その他乙について未払の債務が存在する場合は、その履行期を問わず、当該債務の額を保証金から控除する。

5 乙は、前項の規定による保証金の返還が完了するまでの間、保証金を、賃料その他の債務と相殺することはできない。

6 乙は、保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第13条の規定により甲の承諾を得て賃借権が第三者に譲渡された場合には、甲乙間で別段の定めをしない限り、保証金返還請求権は当該第三者に譲渡されるものとする。

(遅延利息)

第8条 乙は、賃料その他本契約に基づく金銭債務（第7条第1項及び同条第2項による保証金の納付義務を除く。）の履行を遅滞した場合は、甲に対し、これらに対する支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、遅延した金額に対して年14.6%の割合による遅延利息を、甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の遅延利息の計算に当たっては、賃料等の額に1,000円未満の端数がある場合又はその全額が2,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとし、また、遅延利息の額に100円未満の端数がある場合又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(善管注意義務)

第9条 乙は、本件土地を善良な管理者の注意をもって使用及び維持管理をしなければならない。

2 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガスの発生又は汚水の排出等、近隣に迷惑となる行為をしてはな

らない。

(紛争等の処理)

第10条 本件土地の使用及び維持管理に伴い発生する乙と第三者との紛争その他の諸問題については、乙の責任と負担において解決する。

(費用負担等の特約)

第11条 甲は、修繕を要する損傷・劣化等の原因の発生時期にかかわらず、本件土地の修繕義務を負わないものとし、当該損傷・劣化等に起因する乙の一切の損害について、その補償責任を負わない。

2 乙は、本件土地の維持管理及び修繕に要する経費をすべて負担する。

3 本契約締結等に要する費用は、乙の負担とする。ただし、本契約に係る公正証書作成費用は、甲と乙が折半する。

4 甲は、乙が本件土地に関して負担した一切の費用について、その補償責任を負わない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあつた場合でも、甲に対し、本件土地の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害賠償の請求を行うことができず、また本契約を解除することができないものとする。

2 第4条第2項及び前項にかかわらず、同項の場合において、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の消費者であり、乙が第4条の引渡しの日から1年以内に本件土地に本契約の内容に適合しない旨を甲に申し出たときは、甲は、履行を追完する責任又は当該不適合の内容及び程度に応じて賃料を減額する責任を負い、乙は、甲に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告した上、当該不適合により使用目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(転貸、譲渡等の禁止)

第13条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(1) 本件土地の使用目的又は形状を変更すること。

(2) 本件建物等を増改築若しくは再築し、又は本件建物等の用途を変更すること。

(3) 本契約によって取得した権利の全部又は一部につき譲渡又は転貸すること。

(4) 本件建物等を第三者に賃貸すること。

(5) 本件土地上に本件建物等以外の工作物等を建設若しくは設置すること。

2 乙は、前項の承諾申請をする場合は、甲が別途定める書式によるものとする。

3 乙が第1項の甲の承諾を得て本件土地の全部又は一部を第三者に転貸する場合、乙は、当該第三者（以下「転借人」という。）との間で締結する賃貸借契約を法第22条に基づく定期借地権又は法第23条に基づく事業用定期借地権の設定契約としなければならない。かつ、その契約期間は第3条第1項に定める期間を超えてはならない。

4 前項の場合において、乙は、転借人との間の賃貸借契約において、本契約の終了時に転借人との間の賃貸借契約も終了する旨を定めなければならない。

5 乙が第1項の甲の承諾を得て本件建物等を第三者に賃貸する場合、乙は、当該第三者（以下「借家人」という。）との間で締結する契約において、同契約が法第39条に定める取壊し予定の建物の賃貸借であり、本件建物等の取壊開始時に同契約が終了する旨を定めなければならない。

6 乙は、借家人との賃貸借契約において法第35条の効果を生じさせないために、本契約の契約期間

満了の1年前までに、本契約が契約期間の満了によって終了する旨を借家人に通知しなければならない。

7 本条第3項又は第5項の契約が締結された場合、本契約の各規定の適用上、転借人又は借家人の行為は、乙の行為とみなす。

8 本条第3項又は第5項の契約が締結された場合、乙は、甲に対し、速やかにその旨を書面にて通知しなければならない。甲は乙に対し、何時でも乙と転借人又は借家人との間の賃貸借契約書の提示を求めることができる。

9 甲は、転借人又は借家人に対し、本契約が終了する1年前までに、本契約の終了時期を自ら通知できるものとし、乙はこれに異議を述べない。

(違約金)

第14条 甲は、乙が、第2条、第7条第2項、第9条、若しくは前条第1項の規定に違反した場合又は第22条の規定に該当する場合は、乙に対し、違反時の月額賃料の6か月分に相当する金額を違約金として請求ことができ、乙は、これを甲の指定する支払期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第21条第1項に規定する損害賠償の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第15条に規定する甲の契約解除権の行使を妨げるものではない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において、乙に対し相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず当該期間内に是正されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反したとき。

(2) 乙が賃料の支払を怠ったとき。

(3) 保証金を支払期日までに納付しないとき。

(4) 第13条の規定に違反したとき。

(5) 前各号のほか本契約に違反したとき。ただし、次項に定める場合を除く。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 甲において、本件土地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

(2) 第22条の規定に該当するとき。

(3) 仮差押、仮処分若しくは強制執行等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 支払停止又は支払不能に陥ったとき。

(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てを受け、又は自らその申立てをしたとき。

(6) 合併によらないで解散したとき又は事実上その営業を停止したとき。

(7) 前各号のほか、信用状態に重大な変化が生じたとき、又は本契約に関して重大な違反をしたとき。

3 甲は、前項第1号の事由により本契約を解除する場合は、乙に対し通常生じる損失を補償し、その他の事由により本契約を解除する場合は、乙に対し一切補償をしないものとする。

(契約の終了)

第16条 天変地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は棄損し、乙の使用目

的が達せられなくなった場合は、本契約は当然に終了する。なお、甲は、滅失又は棄損した部分の修繕義務を負わず、乙の使用目的が達せられなくなるか否かは修繕がなされないことを前提に判断するものとする。

2 乙は、本件建物等が滅失した場合には、甲に対し、本契約の解約を申し入れることができる。

3 甲は、前各項の契約の終了により乙に損害が生じたとしても、その損害について補償責任を負わない。

(土地の返還及び原状回復義務の特約)

第17条 乙は、本契約が終了する日までに（第15条の規定に基づき本契約が解除された場合又は前条第1項の規定により本契約が終了した場合は、甲の指定する期日までに）、本件建物等の滅失登記及び第23条第1項に定める定期借地権設定登記の抹消登記を完了させた上、本件土地を甲に返還しなければならない。

2 前項の場合において、乙は、自己の費用をもって、本件建物等及びその他乙が本件土地に建設又は設置したものを取去し、本件土地の引渡し時の状態にまで原状回復して、本件土地を返還しなければならない。ただし、甲が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 乙は、契約期間の満了に伴い第1項の返還をする場合は、同契約期間の満了日の2年前までに、甲に対し、本件建物等の取壊し及び借家人の退去等本件土地の返還に必要な事項を甲に通知しなければならない。

4 甲及び乙は、第2項に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について、協議を行うものとする。

5 甲は、乙が第2項の規定による原状回復を行わない場合は、自ら原状回復のための措置を講ずることができ、乙は、甲の請求に従い、当該措置に要した費用を支払わなければならない。

6 乙は、第1項の期日までに本件土地を返還しない場合は、本契約終了日の翌日から返還完了に至る日までの賃料の倍額に相当する使用損害金を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

7 乙は、前項の場合において、本件土地の返還の遅延により甲に損害が生じたときは、甲に対し、前項の使用損害金とは別途に、その損害を賠償しなければならない。

8 乙は、甲に対し、本契約の契約期間満了時に存在する本件建物等について、法第13条による買い取りを請求することができない。

(有益費等の放棄の特約)

第18条 乙は、甲の承諾の有無及び理由の如何にかかわらず、甲に対し、本件土地に自ら投下した有益費及び必要費の償還を請求することができない。

(実地調査等)

第19条 甲は、必要があると認めた場合は、乙の使用状況について質問し、本件土地及び本件建物等に立ち入って調査し、また、乙に対し、参考となるべき資料の提出及び報告を求めることができる。この場合、乙は、調査・報告等を拒み、又は妨げてはならない。

(届出義務)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、甲に対し、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(1) 本件土地の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるとき。

(2) 乙の法人名、商号、代表者、氏名、住所、連絡先等、本契約締結時に甲に届け出た事項に変更があるとき。

(3) 前各号のほか、本契約の維持に障害となる事実が生じたとき。

2 甲は、乙に対し通知をする必要が生じた場合は、前項の届出がない限り、本契約書記載の住所、法人名、商号、代表者、氏名に宛てて通知を行うものとする。

3 前項の場合において、乙が第1項の届出を怠ったため、前項の通知が延着したとき又は到着しなかったときは、当該通知は、通常到達するべき時に到達したものとみなす。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約に規定する義務を履行しなかったことにより甲に損害を与えた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 乙が、本件土地の使用及び維持管理に起因する事故により第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担において当該第三者に賠償しなければならない。

(暴力団等に対する除外措置)

第22条 本契約締結にあたり乙が提出した市有不動産借用申請書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、甲は、乙に対し、第14条の規定により違約金の請求をし、また、第15条の規定により本契約の解除をすることができる。

(登記及びその費用)

第23条 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本件土地について、本契約による定期借地権設定登記申請手続を行うことができる。

2 前項に係る費用は、乙の負担とする。

(準拠法)

第24条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとする。

(管轄裁判所)

第25条 本契約から生じる一切の法律上の争訟については、神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第26条 甲及び乙は、本契約に規定のない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

賃貸人（甲）、賃借人（乙）は、本件土地について上記のとおり契約したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印又は署名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

貸貸人（甲）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造 ⑩

貸借人（乙）

住 所

氏 名

⑩

## 12. 様式記入例

(様式1)

令和 年 月 日

神戸市長宛

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

個人(個人商店主含む)の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

〒 〇〇〇-〇〇〇〇

所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

よ (法人名、代表者名とも)

氏 名 株式会社 神戸不動産

代表取締役 神戸太郎

電話番号 078(〇〇〇)〇〇〇〇

E-mail

記入日

実印

### 郵送型入札参加申込書兼誓約書

私は、この入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。落札した場合には申込物件を神戸市契約規則及び神戸市公有財産規則により、落札価格をもって貸付けさせていただきますようお願いいたします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

#### 記

#### 1 入札参加申込物件

神戸市兵庫区遠矢浜町4のうち2,990.84㎡

#### 2 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- (2) 登記事項証明書[履歴事項全部証明書]※法人のみ

#### 3 連絡先(書類送付先)※入札参加申込者と異なる場合にのみ記載してください。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

担当部署(担当者) 営業課 〇〇 〇〇

電話番号 078(〇〇〇)〇〇〇〇

Eメールアドレス 〇〇〇@〇〇〇〇

原則、神戸市からの連絡は連絡先の E-mail 宛にします。

## 12. 様式記入例

(様式2)

令和 年 月 日

記入日

神戸市長宛

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

〇〇〇-〇〇〇〇

〒神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(法人名、代表者名とも)

氏名 株式会社 神戸不動産

代表取締役 神戸太郎

電話番号 078(〇〇〇)〇〇〇〇

実印

個人(個人商店主含む)の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

### 委任状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸付けにおける郵送型入札への参加、定期借地権設定契約の締結並びにこれらに附帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人(受任者)の双方が確認したことを証します。

### 記

#### 1 入札参加申込物件

神戸市兵庫区遠矢浜町4のうち2,99

個人の場合、住所は住民登録をしている住所としてください。

#### 2 代理人(受任者)

住所 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

ふりがな かんざい たろう

氏名 管財 太郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 078(〇〇〇)〇〇〇〇

届出印には、スタンプ印を使うことはできません。

届出印

#### 3 代理人(受任者)本人が確認できるもの(運転免許証など)の写しを添付してください。

#### 4 郵送型入札(市有地貸付)参加資格の確認のために、神戸市が、代理人(受任者)の個人情報や警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますことを承諾します。

様式3 宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

〒651-0084

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

コンコルディア神戸3階

神戸市建設局下水道部経営管理課 宛

兵庫区遠矢浜町4 定期借地申込書類在中

【問い合わせ先】

神戸市建設局下水道部経営管理課

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号

コンコルディア神戸3階

TEL :078-806-8036 (直通)

受付時間:8時45分~17時30分(12時~13時を除く)

※土曜・日曜・祝日を除く